



発行 全国治水期成同盟会連合会

東京都千代田区平河町2-7-5 (砂防会館内)
電話 03(3222)6663 FAX 03(3222)6664

編集・発行人 大場真弥
印刷所 株式会社白橋印刷所

会員(定価1部100円) その他一般(定価1部150円)
毎月1回15日発行

平成16年度治水事業促進全国大会の開催

— 三位一体改革と台風・地震による甚大な災害の中で —

とき：平成16年11月1日(月)

ところ：東京都 砂防会館別館



目次

平成16年度治水事業促進全国大会の開催	1
三位一体の改革について	30

平成16年度の治水事業促進全国大会は、心配された夜半からの大雨も上がり、まずまずの天候のもと、予定を繰り上げて11月1日(月)午後1時30分から砂防会館別館において開催されました。

今年大会は、先ず地方6団体から政府に提出された「国庫補助負担金等に関する改革案」の議論がなされている最中であること、それにかつてない10個という多くの台風が上陸し、また、10月23日には新潟県中越地震が発生するなど、全国各地に甚大な災害が発生している状況の中で開催されたため、参加者の関心は高く、充実した大会となりました。

大会には、蓮実進国土交通副大臣、岩崎忠夫、中野正志、伊達忠一の各国土交通政務官、多くの国会議員の先生方をはじめ、清治真人河川局長ほか国土交通省幹部職員ならびにたくさん関係団体の長を来賓としてお迎えし、全国から市区町村長ほか治水・利水事業関係者等1,200余名が参加して、全国5地区において開かれた地方治水大会の成果を結集して、盛大に開催されました。

第1部では、清治真人河川局長から「治水事業を巡る最近の状況」と題しまして、ご講演をいただきました。

第2部の促進大会では、先ず主催者として陣内孝雄全水連会長(参議院議員)が挨拶をした後、陣内会長が大会議長に推挙され、大会は進められました。蓮実進国土交通副大臣が祝辞を述べ、ご臨席されている国会議員の先生方、国土交通政務官、河川局長ほかの来賓が紹介されました。

意見発表では、加藤光徳伊勢市長ならびに榊田與

一大洲市長が、今年の台風による災害の状況、国庫補助負担金等に関する改革案について、その所見を訴えられました。この意見発表を受けて、大会決議文を瀬戸孝則全水連副会長(福島市長)が力強く朗読し、全会一致により原案のとおり決議されました。この決議文をもって国会議員ならびに内閣府、財務省等関係各省へ要望することについて説明があり、平成16年度治水事業促進全国大会は、熱気さめやらぬ中その幕を閉じました。

要望活動は、国会議員の先生方には参加者全員により実施していただいたほか、内閣府、財務省等関係省には、市区町村長の要望代表者により実施していただきました。

なお、財務省には陣内会長自ら要望を実施していただいたほか、内閣府等には岩井國臣、脇雅史両参議院議員の議員秘書に引率していただきました。要望活動にご尽力いただきました皆様に、心からお礼申し上げます。



第1部

講演

「治水事業を巡る最近の状況」

国土交通省河川局長

清 治 真 人



ご紹介いただきました河川局長の清治でございます。

いつもであれば、治水課長が昨年なんかもしっかりと皆様方に近況のお話をさせていただいていたわけでありまして、今年の全国大会は、例年と比べていろいろ厳しい状況がございますので、例年よりも繰り上げて、今日、ここに大会を持つことになりました。是非私から皆様方にお話をさせていただく時間を持っていただき、20分ほどの限られた時間でございますが、2点、お話をさせていただきたいと存じます。

1つは、今年、非常に災害の多い年でございますので、今日、お集まりの皆様方も災害の対応で追われた方、それから、その復旧、あるいは復興に向けて現在、御尽力いただいている方も大変多いのではないかと考えているわけでありまして。

もう1点は、大まかには三位一体の改革ということで、補助金改革の話が先行しておりますが、これも11月中旬にはまとめる方向ということになっておりますので、今、大変重要な時期を迎えているということでございます。この2点につきまして簡潔にお話をさせていただきたいと思っております。

1. 災害の状況

それでは、画面の方を見ていただきたいと思います。

す。

最初に災害の状況についてお話し申し上げます。

今年は左側に台風の進路、それから梅雨前線、梅雨前線は同じ梅雨前線が上がったり下がったりしたということで1つのものと考えていただいて結構かと思いますが、7月から豪雨災害が続きました。台風は、台風4号から6月に2つ上陸したということですが、一番大きかった23号台風までに10個の台風が上陸いたしました。平年に比べると4倍近い、今までの記録が6個ということでありましたので、一気にそれをオーバーした年でございます。太平洋の高気圧の張り出し具合、あるいは海の水温というか、海温が高かったこと、こういう状況下で起こっておりますので、来年以降も引き続き警戒が必要ではないかと見られているわけでございます。

右側にグラフが2つございますが、上のグラフがこの梅雨前線後、あるいは台風によりましてお亡くなりになりました方の数、いまだ行方不明の方の数をグラフで示してございますが、台風23号が非常に大きい被害だったということがお分かりいただけるかと思っております。

それから、下のグラフが河川に関する浸水の戸数でございますが、これも台風16号を上回りまして、台風23号が非常に大きかったということがお分かりいただけるかと思っております。7月の時点では新潟あるいは福井の水害で大変だ、大変だと言って私どもも対応に追われていたわけでありまして、この棒グラフで見ていただきましたら分かるように、台風の場合には、全国的に被害を受けてしまうというような状況にあって、数字としては大きくなってしまいうこととでございます。

それから、その次の画面を見ていただきたいと思います。これが土砂害でございます。最近の土砂害の件数を、上からがけ崩れ、地すべり、土石流の順で棒グラフにしたものでございます。今年は今までに2,157という数字が入っておりますが、今日の報告で2,192という件数があがっております。これは長崎水害の年でありました昭和57年の2,007件を大きく上回っておるという状況にあるわけでございます。

その次の画面で見ていただきますと、豪雨の傾向を概観していただけるように、よくいろんなところで使わせていただいておりますが、上が60mm以上の時間雨量を観測した地点の数を示してございます。下が100mm以上の雨を観測した地点の数です。昭和50

年代、60年代から平成のはじめにかけて、それから最近、今年がまだ9年目ですから、10年間、平均しなければ比べられません、その平均値はだんだん回数が増えてきているということでもあります。ここ8年間の平均値に対して、例えば60mm以上の平均発生回数が98回であったわけですが、こしは既に165回という数字になっております。当然平均値の98というのが引っ張り上げられることになるかと思えます。

同様に100mm以上の雨につきましても、昨年まで8年間で平均4.8回でございましたが、今年は既に7回発生している。こういう状況にあるわけでございます。

以下、災害の様子を写真で見たいと思います。

これは新潟・福島豪雨と呼ばれている新潟の被災の状況でございます。

右側の写真が五十嵐川という信濃川に合流する川でございますが、三条市内で左岸の堤防が破堤いたしました。これによりまして、左側にありますように、三条市が泥海と化したわけでございます。15名の方がお亡くなりになりまして、浸水戸数1万4,000戸という非常に大きい水害になりました。

その次を見てくださいと、刈谷田川でございます。これは先ほどの五十嵐川の西側で、やはり信濃川に合流する川でございますが、これも延々と連続堤を持っております中小河川でございますが、非常に大事なところで堤防を破堤させてしまったわけでございます。左と右がその破堤前と破堤後の写真でございますが、ちょうど破堤地点のところにお寺とか墓地があったわけですが、もうその残骸が少し残っている程度という大変な破壊力でありましたし、家もたくさん破壊された。ここでも3名の方がお亡くなりになったわけでございます。

こういう水害に対しまして、災害復旧助成事業を立ち上げておりまして、写真は刈谷田川ですが、右岸側が見附市で左岸側が中之島町になりますが、左岸側の方で破堤して大きな被害になったわけでございます。

次、福井市内で足羽川が破堤いたしました。これも左岸側でありました。福井市の真ん中でございまして、右岸側が切れると、福井駅とか、県庁とか、そちらの方まで浸水が広がるというような場所でありましたが、ここでも大変な水害になりました。福井豪雨によりましては5名の方が犠牲になられて、

浸水戸数も1万4,000戸とほぼ新潟のケースと同じような被害を受けたわけであります。

ここは河川激特を立ち上げておりまして、現在、福井県の方で頑張ってもらって取組みがなされているところでございます。

その次の写真は破堤地点、あるいは破堤したことによりまして、福井市内が浸水している状況でございます。

この福井豪雨におきましては、足羽川の上流の美山町で大きい土砂災害があったわけですが、その美山町での1つの沢の被災状況を示してございます。

次は、台風16号によりまして高潮の被害があったわけですが、非常に大きかったのが高松市内が高潮で水浸しになっております。これは今までの潮位記録を50cmほど上回るような大変な高潮でありまして、ここで浸水家屋数が1万5,000戸を超える2万戸というような報じられ方もしておりましたが、高潮と、市内の中小河川があふれて水害にあったわけでございます。

それから、その次に台風21号の愛媛の土砂害でございますが、新居浜で4名の方がお亡くなりになりました現場でございます。高速道路の上の法面から崩壊が発生いたしまして、高速道路を乗り越えて、その下の家屋が2棟全壊いたしまして、4名の方がお亡くなりになったということでもあります。2人の方は助けに行かれた方だと聞いております。

それから、次でございますが、台風23号でついに直轄の堤防が破堤するに至りました。兵庫県の北部の豊岡市でございますが、ここでの浸水は円山川のほぼ全域にわたる浸水でございました。円山川は非常に地盤が悪く低いところでありまして、豊岡の市内で、低いところは標高3m位しかないというようなところでありまして、そこで河川改修の方も、なかなか地盤の関係等で進まないという途中での被害でありました。ほぼ暫定堤で、計画高水位ぐらいの高さの堤防があるわけですが、それが越水もしくは浸透の影響もあるのではないかとわかっておりますが、現在、これの調査委員会が検討を始めたところでありまして、本川の右岸側と、本川に合流する出石川がありますが、これの左岸側と2カ所、大きく破堤いたしました。これによる浸水が約16km²位ございました。円山川全体では約40km²位の浸水になっておりまして、ほぼ9割方浸水したような大きい出水であったわけでございます。

その状況が次の写真で見いただけますように、上の左側の写真が出石川の左岸側の破堤の状況ですが、破堤したところで家屋の全壊等が発生しております。右側は本川・円山川の右岸側、市役所とかありますのは左岸側の方ですが、右岸側の方で破堤しております。

その次の写真は、出石川の破堤地点のすぐそばの家屋が大変な被害を受けている状況であります。堤防が破堤した際のエネルギーといいますか、破壊力が大変なものだということを新潟の中之島の災害、それから、出石町の災害で目の当たりにしたわけでございます。

次に京都の由良川でございますが、これは長い時間報じられましたので記憶に新しいと思いますが、バスが道路上で立ち往生し、このバスの上に37名の方が避難されて一夜を明かし九死に一生を得て、次の日の朝、ヘリコプターで救出されたというところでございます。

由良川の改修につきましても、この河川の特で連続堤方式がとれないものですから、輪中堤、あるいは地上げ、こういうものの対策で対応しているわけでありまして、その中を走る国道での通行止めのタイミング等の問題が問われるかと思いますが、このバスだけではなくて、さらにその倍以上の方が取り残されたというような状況に至ったわけでありまして。

海岸でも大きい被害が出ました。高知の室戸市でございますが、菜生海岸というところで高潮堤防が高波によりまして破壊してしまったということがあります。高波がこのコンクリートもろとも背後の住宅を襲いまして、13棟が破壊され、そのうちの市営住宅にいらっしゃった方3名がお亡くなりになったというところがございます。これにつきましても調査委員会を立ち上げて、全国的に同様な問題のあるところはないかということでこれから対応を進めていく予定しております。

それから次、地震の関係であります。この中越での地震は、余震も含めて大変エネルギーが分散して発散されたということでございます。震源地、3カ所示してありますが、この震央に近いところで大きい被害が発生しております。

次の写真では、信濃川の本川の右岸堤防の被災状況、これは応急復旧を実質1日位で対応しておりますが、現在、仮復旧している状況でございます。

それから次に土砂害の関係であります。山古志

村全村避難しておりますが、そこを空から見ますと崩壊地が発生しているわけでありまして、前代未聞のような荒れた状況になっているわけでございます。

それから次が、これは地すべりとか崩壊によりまして川がふさがれて水が溜まっておりまして、この水によって浸水した家屋、あるいはこれが破壊したときに土石流となって下流を襲うということで、現在、300名以上の方が避難を続けているということでございます。監視カメラをつけたり、センサーをつけたり、それから、現地に重機を入れたり、ポンプを入れたりして、今懸命に対応しているわけでございます。

それから次の写真は、ワゴン車の捜索で、これもテレビで報じられました男の子1人が助かりましたが、2名の方が犠牲になった現場でございます。

2. 三位一体改革について

それから、三位一体の改革につきまして、少しお話をさせていただきます。

三位一体の改革は、三位一体で進めるのが筋でありまして、下の○のところにありますように、国庫補助負担金改革が先行しているような感がありますが、税源移譲の考え方、あるいは地方交付税改革の考え方、こういうものを並行してきちんと進めていかなければ、河川局がいろいろと問題点を指摘しているようなことが解決できないのではないかと考えているわけでありまして。現在、先月の26日に、国土交通省としての考え方を大臣が国と地方の協議の場で申し述べまして、代替案の提出というのを28日に行ったわけでございます。

概略皆様御承知のとおりかと思いますが、基本的には、重要な部分については個別の補助金を残していくというふうにしなれば、大変な禍根を残すことになるし、今年の一連の水害等を見ていただいてもお分かりいただけるかと思いますが、こういう状況下で、この補助金が廃止されるということになると大変なことになってしまうのではないかと考えているわけでありまして。

個別補助金につきましては、これは重点化を図っていくということが重要で、そのほかに補助金自体を地方の自主性裁量性を高めていくことによって、さらに地域住民の方々に役に立つような形で使われていくことが重要かと思っておりますので、補助金の改革としましては、使い勝手のいい補助金にしていくということとか、それから、国と地方が連携して取り

組んでいく姿勢が、中でもほかの公共事業と比べても、治水とか土砂害とかいうのは非常に重要でありまして、流域ごとの協議会を立ち上げることによって、流域全体としての安全度に対する現状認識と、それから、どこをどう進めていくべきかというところを国と地方が一緒になって考えていくような場を発足させるというような改善も含めて出させていただきました。

現状で申し上げますと、代替案の額を同じように出しなさいということになっておりますが、国土交通省としては、国土交通省が所管している補助事業全体の改革の中で考えていくという形にしておりまして、それぞれ額が幾らというような言い方はまだしておりません。検討中ということでありまして、これは税源移譲の内容がどうなるか、交付税の方向がどうなっていくのかということと合わせて決めていくべきものというふうに主張しているわけでございます。

そういう中で、11月中旬位までにその全体像をまとめていくということになっておりますが、総務省の方の考え方も少し示されてきているというような状況下で、国土交通省としての考え方を改めているような場で主張していくことになろうかと思っております。

基本的には、国の財政、地方の財政いずれも厳しい中ではありますが、行政分野としての責任を果たせるように、しかも効率的にそれが実施されていくようにという視点が大事でありまして、部分的なところを取り出して議論することも、あるいは全体をまとめて3兆円ありきというような話で進んでいくことも、いずれも将来に問題を残すのではないかと私は思っておりますので、そういう意味で、国と地方の役割分担とか負担のあり方、こういうことがしっかりと議論がなされて、地域の方々に安心・安全な環境を提供していくということが重要であります。

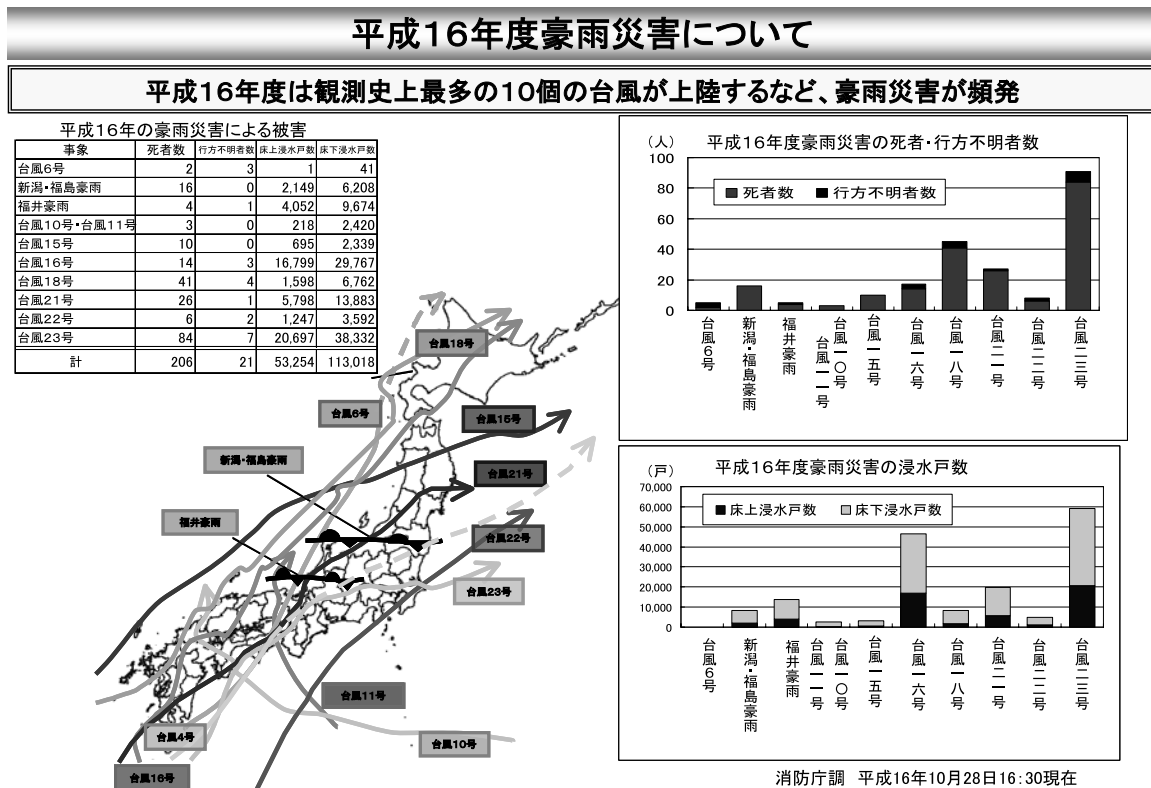
引き続き皆様方と意見交換をしながら、また、皆様方のお考えも行政に反映させながら進めていきたいと思っております。

要望の時期が来ておるわけですが、しばらくの間、財政的に限られた状況下で、この厳しい自然条件に立ち向かなければならないということでありますので、御意向に沿わない面もたくさん出てくるかと思いますが、これから予算編成に向けまして強力な御支援をいただければありがたいと存じます。

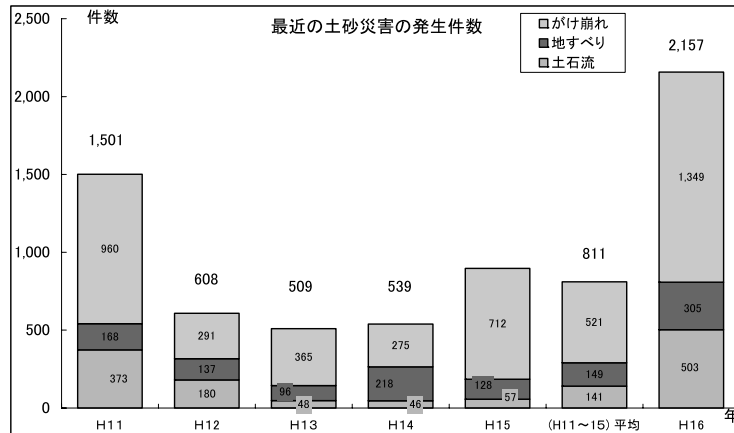
時間がオーバーしましたが、以上で終わらせていただきます。

ありがとうございました。

災害の状況



平成11年～16年の土砂災害発生件数



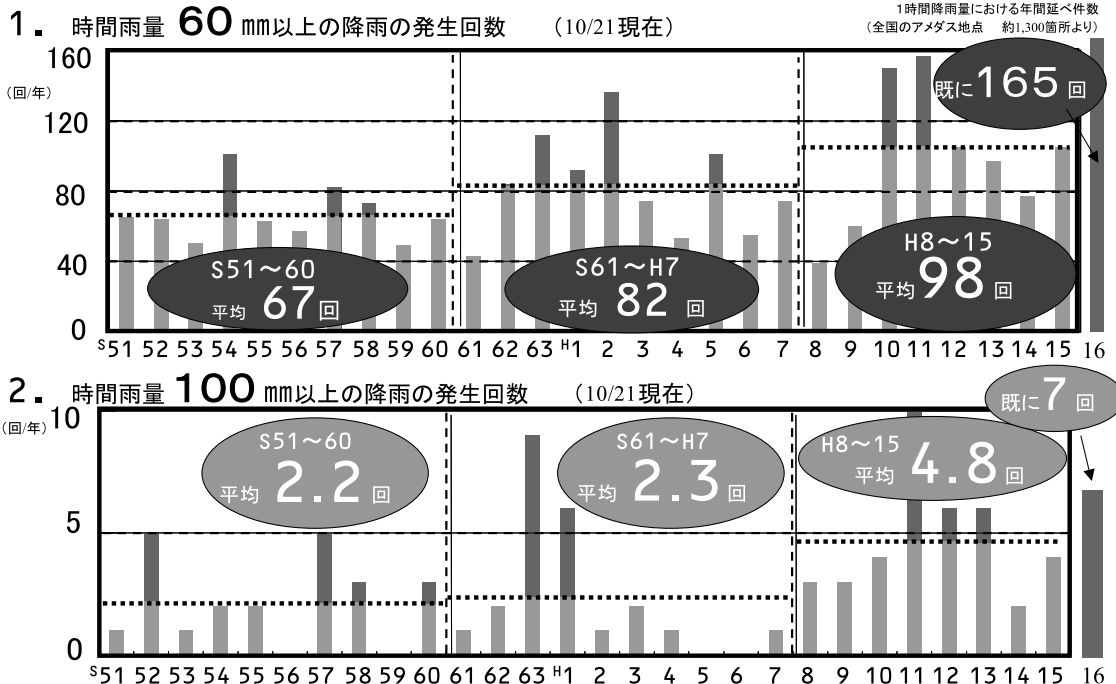
平成16年は 全国 45都道府県で 2157件(土石流 503件、地すべり305件、がけ崩れ 1349件)の土砂災害が発生している。

上記の発生件数は、土砂災害を件数として統計的に把握し始めた昭和57年以来、最多件数となっている。(第2位は長崎大水害のあった昭和57年)

被害状況のうち人的被害については死者60名(土石流25名、地すべり1名、がけ崩れ34名)、行方不明者3名(土石流2名、がけ崩れ1名)、負傷者68名である。
死者が60名を超えたのは平成5年以来である。

平成16年10月29日現在

集中豪雨の頻発



平成16年7月新潟・福島豪雨による被災状況(新潟県・五十嵐川^{いからし})

新潟・福島豪雨における降雨のデータ

- 栃尾観測所日雨量421mm
観測史上最大(2位:S36.8.の1.2倍)
7月平均243mmの1.7倍
- 信濃川下流域平均2日雨量270mm
S53.6.335mmに次ぐ戦後第2位。
降雨確率1/150に相当。

新潟・福島豪雨による被害

- 破堤 : 補助河川6河川11箇所
- 死者 : 15名
- 浸水戸数 : 約14,000戸



【H16年7月撮影】

平成16年7月新潟・福島豪雨による被災状況(新潟県・刈谷田川^{かりやた})



中之島地区被災状況



新潟県中之島町浸水状況

平成16年7月福井豪雨による被災状況(福井県・足羽川)^{あすわ}



福井豪雨における降雨のデータ

- 美山観測所 日雨量 283mm
観測史上最大(2位:H7.7.の約2倍)
- 美山観測所 時間雨量87mm
観測史上最大(2位:S61.9.の1.5倍)
- 足羽川流域平均6時間雨量 228.9mm
降雨確率 約1/1000

福井豪雨による被害

- 破堤 : 補助河川2河川2箇所
- 死者・行方不明 : 5名
- 浸水戸数 : 約14,000戸

平成16年7月福井豪雨による被災状況(福井県・足羽川)^{あすわ}



平成16年7月福井豪雨における土砂災害

土砂災害件数 土石流 102件
 地すべり 2件
 がけ崩れ 33件
 合計 137件

被害状況： 人的被害 死者1名
 負傷者1名
 家屋被害 全壊25戸
 半壊49戸
 一部損壊66戸



福井県足羽郡美山町 蔵作(全壊12戸)



福井県足羽郡美山町 蔵作(全壊12戸)

台風16号による高潮被害状況(H16.8 香川県高松市)



床上浸水：3,538戸
 床下浸水：12,023戸
 (高松市HPより：平成16年9月24日17時現在)

平成16年9月台風21号における土砂災害状況(愛媛県)



発生日時:平成16年9月28日
 発生場所:愛媛県(新居浜市・西条市・四国中央市等)
 気象状況:台風21号による豪雨
 観測所 新居浜市 垣生(はぶ)観測所
 連続雨量 281mm (9/28~29)
 最大時間雨量 87mm/hr(9/29 16:00~17:00)



おおじょういん
 愛媛県新居浜市大生院地区
 (4名死亡、2棟全壊)

一級河川円山川で破堤2箇所、広範囲に浸水被害が発生。

円山川沿川での浸水家屋数は、
 床上4,840棟、床下5,273棟
 (H16.10.25 10時現在 兵庫県ホームページによる)



円山川立野地区及び支川出石川鳥居地区での浸水状況等



台風23号による浸水被害の状況(兵庫県出石町)



出石町鳥居(10月24日)



出石町鳥居(10月24日)

おおかわ
由良川大川橋付近でのバスの立ち往生



バスの屋根に避難

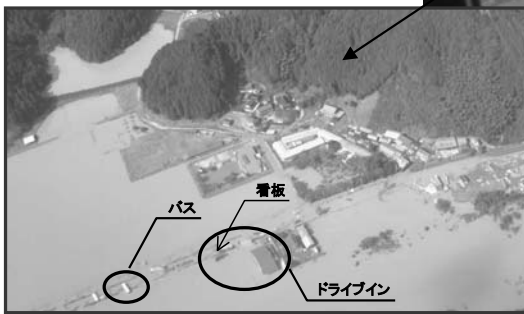
台風23号による出水状況

平成16年10月21日13時頃撮影



平常時

平成10年3月撮影



バス

看板

ドライブイン

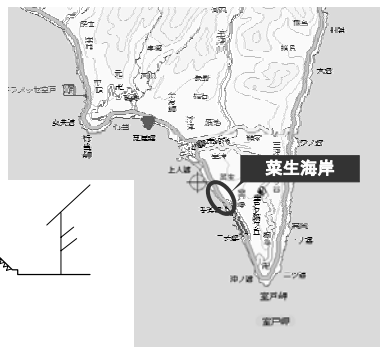
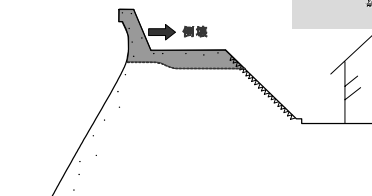
ドライブイン

由良川

台風23号による菜生(なばえ)海岸における海岸災害[高知県室戸市]

台風23号の激しい高波により、菜生海岸において海岸堤防が約30mにわたって倒壊。越波等により背後の住宅家屋13棟が崩壊し、3名(75歳男性、80歳男性、89歳女性)が死亡、4名が負傷する被害が発生。

■倒壊した堤防断面図



■主な被災

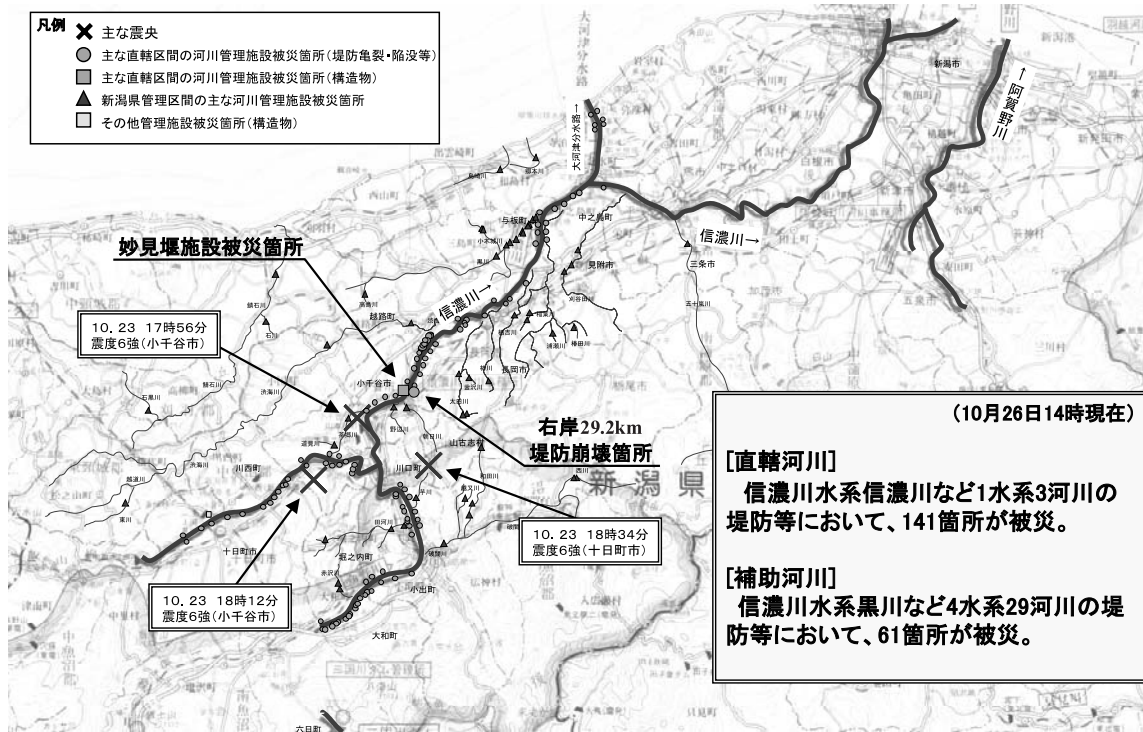
海岸堤防倒壊約30m (全体942mをS31~S42にかけて築造)
家屋被災13戸 うち市営住宅11戸 (西高浜団地[平屋建、S38建築])
死亡3名 (市営住宅入居者: 75歳男性、80歳男性、89歳女性)

■観測史上最大の波高を記録: 室津 (昭和56年3月観測開始)

今回観測波高	13.55m	平成16年10月20日
既往最高波高	9.45m	平成05年09月04日 (台風13号)

平成16年新潟県中越地震による河川管理施設被災状況

- 凡例**
- ✕ 主な震央
 - 主な直轄区間の河川管理施設被災箇所(堤防亀裂・陥没等)
 - 主な直轄区間の河川管理施設被災箇所(構造物)
 - ▲ 新潟県管理区間の主な河川管理施設被災箇所
 - その他管理施設被災箇所(構造物)



(10月26日14時現在)

[直轄河川]
 信濃川水系信濃川など1水系3河川の堤防等において、141箇所が被災。

[補助河川]
 信濃川水系黒川など4水系29河川の堤防等において、61箇所が被災。

新潟県中越地震による被害と緊急復旧状況

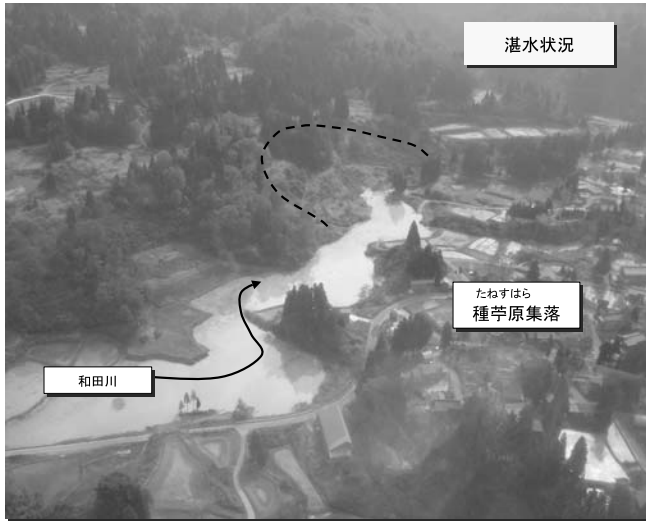
○信濃川右岸29.2km付近(長岡市三俣野町地先)における緊急復旧対応

被災状況	復旧状況	復旧完了
 <p>信濃川右岸29.2km付近 L:約150m 堤防潰壊</p>	 <p>25日10時現在</p>	

平成16年10月26日9時現在

地すべり性崩壊による天然ダム形成状況

山古志村大谷地地区(和田川:波間川右支川)



・波間川合流点より約8Km上流

被害状況

右岸からの地すべり性崩壊による土塊が天然ダム形成。

H=15m、w=30m、L=50m

湛水延長L=約300m

対応状況

埋塞土砂の撤去を下流から作業中(25日～)

監視体制:2カ所で監視中

住民避難状況

62世帯避難完了

※へりからの目視による

平成16年(2004年)新潟県中越地震による土砂災害(速報)

発生日時:平成16年10月23日

発生場所:小千谷市浦柄



三位一体改革について

1. 基本的考え方

- 三位一体改革は、地方の自主性・裁量性を高め、受益と負担の関係を住民により身近なところで明確にし、国と地方を通じた簡素で効率的な行財政システムを構築するために取り組むべき重要な課題。
- 三位一体改革は、国庫補助負担金改革、税源移譲、地方交付税改革を一体で進める必要。
→国庫補助負担金改革については、税源移譲、地方交付税改革と一体的に議論することが必要。
- 建設国債を財源とする公共事業関係国庫補助負担金については、財政当局の指摘や過去の実績からも明らかなどおり、税源移譲の対象外。
- 地方交付税については、財源保障機能を縮小し、総額を抑制する方針。



- このような状況の下、公共事業関係国庫補助負担金の廃止・縮減は、事業実施のために必要な財源不足に直結し、直ちに事業の廃止・縮減につながるおそれ。
住宅・社会資本整備を的確に進めていく上で重大な支障。
- 特に、地方六団体の改革案は、市町村が事業主体となるものを除き、都道府県のみが事業主体となるものに対象を限定したこと等により、災害防止に係る河川・砂防等事業、住宅、下水道、地積調査などの特定の重要分野の事業に集中。
補助金の廃止により、これら重要な分野の事業がほとんど行われなくなるおそれ。



- 「地方でできることは地方で」という三位一体改革の趣旨を踏まえ、地方六団体の案そのままということではなく、国と地方の役割分担、補助金の廃止による事業実施への影響について検討を行い、「より使い勝手のよい」補助制度への改革も含めて、国土交通省関係補助制度全般の見直しに取り組み。

2. 改革の方針・概要

- (1) 事業の性格に即した補助制度の見直し
 - ① 各事業分野ごとに、地方分権改革推進会議の改革の視点を踏まえ、公共施設の性格（広域性や重要性）に応じた重点化、採択基準の引上げ等の見直しを推進。
 - ② 河川・砂防、住宅、下水道、地籍調査について、地方六団体の改革案の趣旨も踏まえて、地方の自主性・裁量性の拡大を含めて改革。
 - ③ 国庫補助負担金の削減規模については、事業への影響、これまでの補助金削減の実績等を踏まえて、検討。
(別途、まちづくり交付金の拡充等)
- (2) 地方の自主性・裁量性を高める改革
併せて、地方の自主性・裁量性を高める改革に取り組み、より「使い勝手の良い」国庫補助負担金制度を実現。
(例) 平成17年度概算要求
 - ・まちづくり交付金の拡充
 - ・地域住宅政策に対する総合的な助成制度の創設
 - ・公共下水道、浄化槽、農業集落排水等を連携して行う助成金制度の創設等の省庁横断的な補助金改革
 - ・統合補助金の更なる拡充

《河川・砂防》

＜改革の基本的方向＞

- 災害の発生状況等にあわせ重点的・機動的に配分する財源として、河川・砂防等関連補助金は重要な役割を果たしているもの。
- 床上浸水等の著しい水害や土砂災害が生じないようにする事業を支援することが国の役割。「地方にできることは地方に委ねる」という観点から、小規模な補助金を廃止する等、制度を見直し。
- 併せて、地方の自主性・裁量性を高めた新たな制度を創設。

- 1) 助成対象を国の役割に照らして、事業効果の大きい事業に重点化しつつ、小規模な補助金であるダム周辺環境整備補助、修繕関係補助等を廃止。
- 2) 国と地方が連携して災害防止を推進するため、安全性の確保状況を評価するとともに、原則として流域単位で協議会を設置し、直轄事業・公共団体施行事業の双方について、事業の進め方を調整。
- 3) 併せて、大規模な事業や緊急に整備が必要な事業を除き、原則として流域ごとに水害・土砂災害対策を総合的に実施するための助成制度を創設。

地方六団体の改革案の問題点(河川・砂防)

- 河川・砂防等関係事業は、災害の発生に応じて機動的・集中的に事業実施する必要があるが、全国的な資金の時間的・地域的調整を的確に行える補助制度以外での対応は困難。
 - ・住民税による税源移譲では、今回水害等を受けた新潟、福井、徳島、高知では、H16予算の3~4割程度しか確保されない。
 - ・外形的基準によって配分される地方交付税では、時間的・地域的変動の大きい財政需要を調整することは困難。
- 災害復旧は廃止対象外となっているが、災害発生後の後追いではなく、災害を未然に防止し安全度の向上を図る災害予防が重要。

第2部

治水事業促進全国大会

主催者あいさつ



全国治水期成同盟会
連合会会長
参議院議員

陣内孝雄

今年一度重なる台風及び地震災害によって、お亡くなりになった方々の御冥福をお祈り申し上げます。また、多くの被災者の皆様に心からお見舞い申し上げます。早急な復旧、復興を御祈念いたします。

さて、本日、ここに平成16年度治水事業促進全国大会を開催するにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、公務まことに御多忙の中、蓮実国土交通副大臣をはじめ、多数の国会議員並びに来賓の御臨席を賜り、誠にありがたく厚く御礼申し上げます。

また、全国各地から市町村長ほか、平素、治水関係事業の推進に尽力されておられる方々にこのように多数御参集いただき、本大会が盛大に開催できますことは、まことに時宜を得て喜ばしく感謝に堪えません。主催者として、皆様方の治水事業に対する深い理解と熱意に心から敬意を表する次第であります。

わが国は、気象、地形、地質、土地利用などの諸条件から、自然災害を被りやすく、このため、古くから治水施設の整備が進められてきました。それにもかかわらず、今年もまた全国各地で甚大な被害が発生しました。7月13日には梅雨前線の集中豪雨が新潟県、福島県に起き、新潟県栃尾市では日雨量420mmの記録的豪雨が観測され、県内の五十嵐川、刈谷田川等で11カ所にわたり堤防が破堤し、死者15名、被害家屋1万3,000棟を超える大惨事となりました。

続いて7月18日は、福井県美山町で総雨量285mmでありましたが、これが集中的に降るなどして福井県に大きな被害をもたらしました。福井県では足羽

川、清滝川の9カ所で堤防が破堤し、死者、行方不明者5名、被害家屋1万4,000棟に達する大きな被害となったのであります。

さらに、今年には平年の4倍にあたる10個の台風が相次いで我が国に上陸した異常気象の年であり、九州、四国をはじめ、全国各地で甚大な被害が度重ねて発生しました。中でも台風23号は、先ほど来、話がありましたように本州を縦断し、このため全国で風水害、土砂害による死者、行方不明者は合わせて91名となり、過去20年間で最悪の痛ましい事態となっております。

兵庫県の直轄河川円山川、あるいは京都府の直轄河川由良川の氾濫では、御案内のような甚大な被害が発生しております。誠に痛ましい限りであり、私たちは改めて災害と隣合わせにいつも暮らしていることの恐ろしさを肝に命じつつ、防災対策の一層の前進に向けて取り組む必要があります。

また、渇水災害についても、各地で取水制限を余儀なくされるなど、市民生活に多大な影響を与えております。

毎年、治水・利水に関わるこのような痛ましい自然災害は、全国のどこかで発生してきましたが、本年の災害は未曾有の誠に悲惨な事態となっております。改めて治水行政が国政の根幹であることを重く受け止め、国の責任で治水事業を推進すべきであると考えます。そしてその治水事業を推し進めるにあたっては、国と地方がそれぞれの責任を共有しながら、一体となって取り組むことが重要であり、それを可能にしている現行の補助金制度こそ行政の効率化に大いに役立っているものであります。

ところでこの度、地方六団体から、三位一体改革として政府に提出された「国庫補助負担金等に関する改革案」は、河川事業の約7割、砂防事業の約9割を占める補助金の廃止または税源委譲する内容となっております。

災害は時と場所を選ばず我が国を襲ってきます。このように突発する災害に適宜適切に対応していかなければならないことを考えると、このたびの一般財源化を目指す地方六団体の三位一体改革案は、機動的・集中的に実施すべき防災事業、そして全国的に均衡のとれた予防的な治水事業を計画的に着実に推進することを非常に困難にしてしまうものと憂慮しております。もとより地方の自主性、裁量性を一層高め、地方にとって使い勝手のよい治水事業の補助制度へと改善することは極めて大事なことであり

ます。先ほど河川局長もそのことを力説しておられました。

当連合会としましては、この秋、地方大会の開催県と共同で、地方の声を国政に反映していただきますよう、各地において地方治水大会を開催してまいりました。本日、ここにその成果を結集し、初期の目的を達成するため本大会を開催した次第でございます。

治水関係事業が一層強力に推進され、安全で安心な国民生活の早期実現を目指して、真に地方のためになるように、国会並びに政府に対し強く働きかけてまいる所存であります。ご参集の皆様のお一層の御支援をお願い申し上げますとともに、今後、ますますのご活躍を祈念申し上げまして挨拶いたします。

ありがとうございました。

来賓祝辞



国土交通副大臣

蓮実進

ご紹介を賜りました国土交通副大臣の蓮実進でございます。

16年度の治水事業促進大会、まことにご苦労さまでございます。

本日、ご出席の国会議員をはじめ、皆様には常日頃、国土交通行政に対しまして、心からご指導、ご支援いただき、御礼を申し上げたいと存じます。

まず梅雨前線による豪雨、それから引き続いての台風、この度の新潟県の中越地震によりまして、亡くなられた多くの方々の御冥福をお祈りするとともに、被害にあわれた方々に心からお見舞いを申し上げます。

私も実は就任早々、台風21号で被災した三重県と、引き続いて23号の被害を受けた高知県に、また、昨日は新潟県の中越地震の被害現場に行ってまいりました。

各地域とも想像を超える甚大な被害を受けており、住民の方々が1日も早くいつもの生活に戻れるよう、被災施設の緊急復旧に全力で取り組んでおるところであります。

さらに国土交通省といたしましては、これまでの災害対策の総点検をし、河川の整備と管理のあり方や、水防体制を抜本的に見直すなど災害対策の強化に努めてまいりたいと存じます。

地方六団体から、治水事業の国庫補助金の大部分を廃止し、税源委譲の対象とする改革案が示されておりますが、建設国債で賄う公共事業の補助金は税源委譲の対象にはならないのではないか、そう思っております。

今日のように、災害の発生状況に合わせ、機動的、集中的に事業を実施するためには、治水事業の補助金は極めて重要であると存じます。

こうした観点から、事業の重点化を進め、流域ごとに災害対策を実施するための助成制度を創設するなど、地方の自主性、裁量性を高める改革案を10月28日に内閣に提出をさせていただきました。11月には政府としての三位一体の改革案がまとめられますが、国民の生命と財産を守る治水事業につきましては、国として、しっかりとその責任を果たすことができるよう取り組んでまいりたいと思います。

今後とも安全で活力ある地域社会を実現するため、治水施設、あるいはハザードマップなどの整備を計画的に進めてまいりますので、皆様に一層の御支援を心からお願いを申し上げまして、私のご挨拶いたします。

ありがとうございました。

ご臨席賜りありがとうございました

— 順不同・敬称略 —

衆議院議員

- | | |
|---------|---------|
| 青 山 丘 | 伊 藤 信太郎 |
| 岩 崎 忠 夫 | 岩 永 峯 一 |
| 岩 屋 毅 | 宇 野 治 |
| 植 竹 繁 雄 | 衛 藤 征士郎 |
| 小 野 晋 也 | 大 野 松 茂 |
| 岡 本 芳 郎 | 奥 野 信 亮 |
| 小野寺 五 典 | 小 渕 優 子 |
| 金 子 恭 之 | 亀 井 久 興 |
| 河 井 克 行 | 北 村 誠 吾 |

木村義雄
 小西理
 櫻田義孝
 佐藤鍊
 菅原一秀
 高木毅
 玉澤徳一郎
 中谷元
 中野正志
 二階俊博
 西川公也
 西村康稔
 萩生田光一
 平井卓也
 藤井孝男
 松下忠洋
 宮下一郎
 森一英
 谷津義男
 渡辺博道

小坂憲次
 坂本哲一郎
 佐田藤章
 佐藤木淳司
 鈴木本龍哉
 谷村憲久
 田中野清
 西銘恒三郎
 西川京子
 西村明宏
 根本梨匠
 葉島弘
 福保三ツ矢豊
 三村井山武
 山本仁裕
 有 二

小此木八郎
 大野功統
 大村秀章
 嘉数知賢
 金田英行
 川上義博
 川崎二郎
 北村直人
 木村隆秀
 小泉龍司
 古賀誠彦
 近藤基年
 倉笹川堯
 佐藤勉
 七条明
 下条みづ
 鈴木一実
 滝谷川弥
 棚橋島泰
 津寺岡洋
 永中西一
 中能勢和
 野田浩
 萩野田
 林野彪
 伴野豊
 平井耕一
 福福田康
 保利耕利
 松岡義
 増原本
 松三日月
 三原朝
 三宮和吉
 村茂敏
 森山眞
 山本拓

小里貞利
 大前繁雄
 尾身幸次
 梶山弘志
 上川陽子
 河上覃雄
 久間章生
 北川知克
 木村太郎
 小池百合子
 古賀一茂
 後藤斗志
 齊藤剛男
 佐藤昌立
 塩谷山彦
 柴菅武良
 竹田英夫
 田中端正
 津島恭一
 土屋賀福
 中額野呂
 野呂田芳
 橋本川忠
 早東順孝
 二古本伸
 古堀内圭
 増松宮光
 丸三ツ林佳
 御法川隆
 村上義誠
 望月正俊
 森岡口本
 山渡喜美

参議院議員

秋元司
 大江康弘
 沓掛哲男
 小泉昭男
 桜井新平
 田村公智
 二之湯憲正
 長谷川賢二
 真鍋剛太郎
 吉村正俊
 若林

岩永浩美
 河合常則
 小池正勝
 後藤博子
 竹山達忠
 伊野村哲
 松村龍二
 山脇英利
 脇 雅史

衆議院議員 (代理)

麻生太郎
 赤城徳彦
 石崎岳敏
 石田眞治
 井上信雅
 今村雅弘
 伊吹文明
 衛藤晟一
 遠藤利明
 奥村展三

逢沢一郎
 石破啓一
 石井上喜
 井上葉大
 稲井和宏
 今江鐵磨
 江崎聡徳
 江口善徳
 大島理森

綿貫民輔

参議院議員 (代理)

愛知 治郎
 阿部 正俊
 岩城 光英
 太田 豊秋
 岡田 直樹
 亀井 郁夫
 金田 勝年
 片山 虎之助
 加藤 勝信
 岸 信夫
 木村 仁
 国井 正幸
 小齊平 敏文
 坂本 由紀子
 山東 昭子
 鈴木 政二
 関口 昌一
 田浦 直
 谷川 秀善
 鶴保 庸介
 中島 啓雄
 中曾根 弘文
 西田 実仁
 前田 武志
 松山 政司
 矢野 哲朗
 山崎 力
 山下 八洲夫
 山本 順三

浅野 勝人
 市川 一朗
 魚住 汎英
 岡田 広
 大野 つや子
 景山 俊太郎
 加治屋 義人
 加藤 修一
 狩野 安
 岸 宏一
 北岡 秀二
 小泉 顕雄
 小林 温
 佐藤 雄平
 椎名 一保
 末松 信介
 関谷 勝嗣
 田名部 匡省
 田村 耕太郎
 中川 義雄
 中島 真人
 中村 博彦
 野上 浩太郎
 松村 祥史
 水落 敏栄
 山内 俊夫
 山崎 正昭
 山本 一太
 吉田 博美

意見発表

清流日本一宮川
～台風21号のつめ跡～



三重県伊勢市長

加藤光徳

今日は「清流日本一宮川」～台風21号のつめ跡～ということで意見発表をさせていただきます。

伊勢市の位置は、皆さん御存じのように、伊勢神宮のあるところで、三重県南部、伊勢志摩国立公園の入り口でございます。

伊勢市は10万都市で、伊勢神宮を中心に栄えてきたのですが、伊勢市内を清流宮川、そして五十鈴川、そして勢田川の3つの川が流れているのですけれども、主要な部分は国土交通省の直轄河川ということで管理をさせていただいております。

これは鳥瞰図でございますが、上側が伊勢湾でございます。左側に宮川、右側に内宮から流れてくる五十鈴川、そして市内を流れる勢田川、この3つの川が伊勢市内を流れております。

これは伊勢神宮の内宮で、皆さん御存じだと思います。

これは、宮川は約90kmございますが、下流から約15km位の地点でございます。平成3年、12年、14年、15年と4回、清流日本一ということで、大変私たちにとって親しみのある川でございます。

これは五十鈴川、皆さん御存じのように、宇治橋を渡っていただいて少し上流になりますが、この五十鈴川も本当に清流ということできれいな川でございます。

これは真ん中を流れる勢田川ですけれども、清流の宮川と五十鈴川に挟まれて、都市河川ということで大変汚れておりますけれども、最近は国土交通省の方で浚渫をさせていただいたり、あるいは宮川から導水をしていただいたりして、少しずつですが水質も改善されてまいりました。

祝電ありがとうございました

— 順不同・敬称略 —

衆議院議員

小里 貞利
 後藤 茂之
 中村 正三郎
 若井 康彦

小池 百合子
 小林 興起
 福井 照

参議院議員

田名部 匡省

橋本 聖子

これは今年の台風21号による水害です。昭和49年から30年経つのですが、実は伊勢市内で5回水害が発生をしております。ですから伊勢市は、先ほどの3つの河川ということで、常に水害の危険性があるということでもあります。特に昭和49年の7月7日というのは七夕災害ということで、参議院選挙が1週間遅れて実施されたという前代未聞の水害でございました。このときは昭和51年に激甚災害第1号、日本で第1号の激甚災害として採択をしていただきまして、現在、約93%の護岸が完成をしております。大変私も国土交通省に感謝をしているところでございます。

ただ、ここにありますように、その30年間で5回の水害が発生をしたということは、私たちにとって、治水事業というのは大変大事な事業だということを私は常に思っております。

これは台風21号による災害発生状況でございますが、一番上の、特に宮川の上流部、大台ヶ原になりますけれども、皆さん、御存じのように、大台ヶ原は本州でも有数の多雨地帯であります。4,000mmの雨が降ります。それでもここにありますように、最大の時間雨量119mm、これは今までにない、先ほど河川局長さんから100mmを越す雨が7回あったというお話がありましたけれども、これもその1つということで、最近、こういった100mmを越す雨が局

地的に降る、これは私は憂慮すべき状況ではなからうかと思っております。

それで上流部の宮川村で土石流が発生して、本当に未曾有の土石流となり、人命が奪われる悲惨な状況になったわけでもあります。

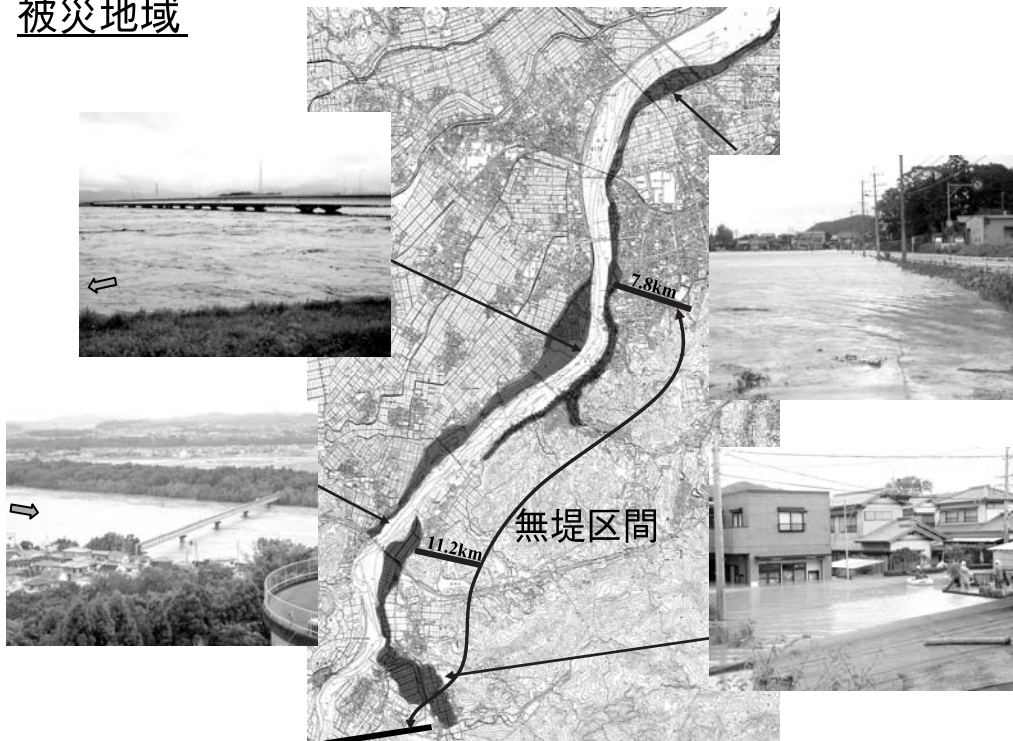
下流部の宮川におきましても、やはり私が今まで経験した中では、水位の上がり方、増水の仕方が極めて早かったということで、1時間に100mmを越すような雨というのは、これから本当に警戒をすべきことではないかなと、そんなふうに考えております。

特に私どもの伊勢市では、宮川の右岸、約9kmにわたって無堤区間がある。そこで氾濫をいたしまして、約300戸の床上、床下浸水が発生し、浸水被害をもたらしたということでもあります。これは右岸側であります。これと同時に県道が寸断されるということがございまして、助けに行くにもなかなか行けないという状況になりまして、やはりこの堤防の築堤が最大の課題である、そんなふうに考えております。

それと左岸側が法尻の堤防から漏水、「がま」といわれる現象でございまして、これが発生し、私は住民に今まで余り例がなかったのですけれども、避難勧告を出しました。本当に1つ間違ったら大変な事態になった、そんな台風でございました。

これが当時の上流側の雨量ですけれども、ここに

被災地域

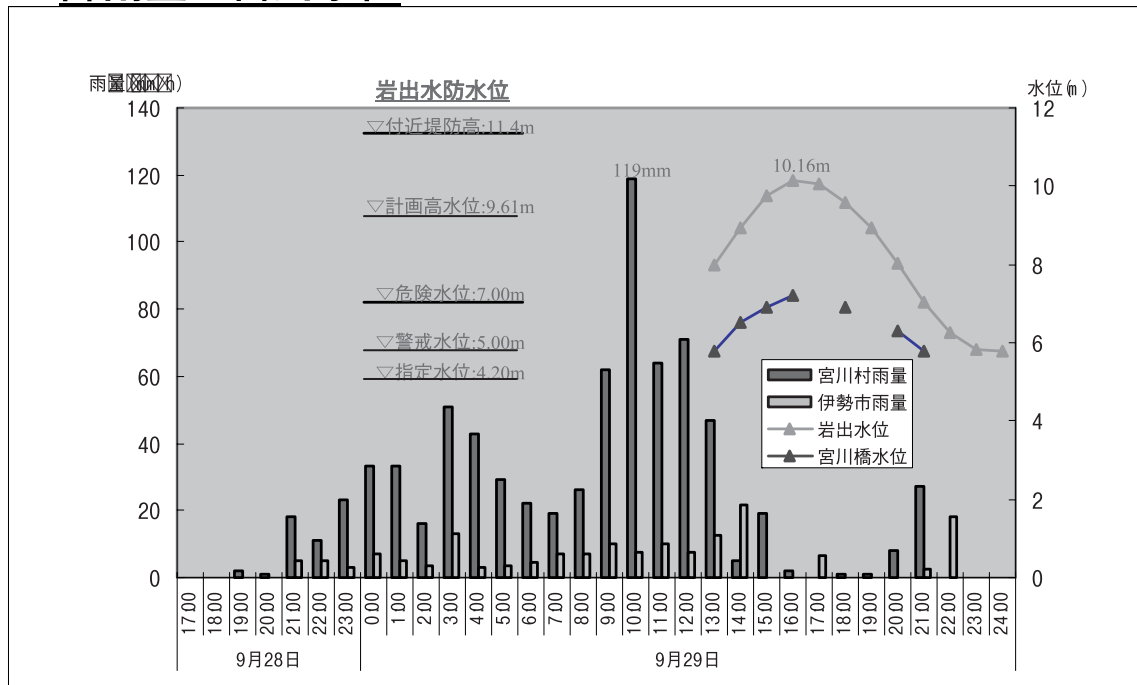


※ 11.2kmまで直轄管理区間、無堤区間約8.7km

9時から10時に119mmという雨量がございます。これは本当に100mmを越すようなすごい雨ですけれども、この雨量から後の雨量は、実は雨量計が壊れてしまいましたので、近くの雨量をここに書いてあるのですが、この近隣に紀伊長島という町がございま

すが、そこでは100mm以上が3時間も続いて降りました。従って、これが水位ですが、こういった水位を考えると、ひょっとすると119mmの後でもう少し雨量が多かったのではないかと、そんなふうには実は考えております。

降雨量－宮川水位



※ 時間最大降雨量119mmでテレメータ故障、計画高水位を55cm上回る水位

それともう1つ、こういった水位の山が2つございます。これが台風本体の雨であります。こちらは台風が来るまでのいわゆる前線と、最近では気象情報で、前線プラス台風本体という形で雨量が報告されるときがありますけれども、私はもしも前段でこれだけ雨が降って、本体でもう少し多く雨が降ったら大変なことになったのではないかと、この10m16cmというのは4時なんですけれども、雨よもう降らないでおくれと本当に祈るような気持ちでございました。従って、先ほど申し上げましたように、局地的に降る雨、これについては我々今後、今までの常識を覆すような雨だということを、本当に肝に銘じて警戒をしていく必要があるのではないかと、そんなふうには思っております。避難勧告を出す時間、そういったことについて今までの常識を覆して、もっと早く避難勧告を出す時期を探らなければならないという教訓を実は得たわけでありました。

この上の方が伊勢湾で、これが右岸側、これが無堤区間ということで浸水をいたしました。それとこ

の左岸側、こっちが「がま」ということで漏水があった、こういう状況であります。

これはこっち側が平常時、こっち側が出水時ということで、これが県道の伊勢南東線です。この伊勢南東線が全部浸かっている状況がここで分かるいただけるのかな、と思います。

これが岩出という場所で宮川から11.6kmの地点での水位でございます。9月29日16時16分というのが計画高水位であります。ですから、はるかに危険水位を超えて、9月29日16時、午後4時には10m16cmと、もうぎりぎりのところまで水位が上がってきており、たまたまこれ以上上がらなかったことで、私は破堤を免れたのではないかと、先ほど申し上げましたように本体でもっと雨が降っていたら、私は大変なことになっていたのではないかと、今でもぞっとする思いであります。

これが下部部の国道23号の宮川大橋です。そこでの水の状況でありまして、なかなか橋の上へ登って写真を撮るといことは、当時は非常に危険な状況

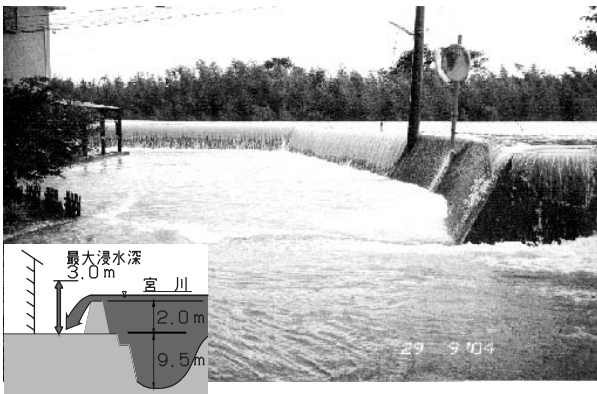
にあったということでもあります。

これもJRの鉄橋の付近での写真で、まだもう少し水位が上がったと思いますが、そのときの写真でございます。

これは先ほどの無堤区間が浸水する寸前の、左岸側から右岸側を撮った写真であります。

これは栄団地といって、いつも浸水をするのですが、宮川からバックウォーターというか、バックできまして、堤防を越えてきた状況をあらわしているのですが、河床からここまで11m50cmあります。それを越えてきた。過去の洪水でこの堤防を少しずつ上げてきたのです。パラペットというか、これをだんだん上げてきた。ですから、過去になかった水位がここへやってきて、これを越した。地面から3m浸かりましたから、この団地では2階まで浸水をしたということで、人命も大変危険な状況にあったということをご報告させていただきたいと思っております。

宮川からの溢水



※ 宮川無堤地からの溢水、栄団地で最大浸水深約3.0m

これはその隣の団地ですけれども、ここに被災者がおります。こういう格好で、ボートで被災者を助けた。たまたま写真に写っていますけれども、ほかのところでもボートで全部で101人救出をいたしました。

先ほど申し上げましたように、避難勧告は出しましたけれども、皆さん方、はじめての経験なので、水に浸かったことのないところでありまして、まだ大丈夫だろう、そんなことで避難が遅れてしまったというのが現状であります。

これは縦方向、こちら側が市道、この横、この向こう側に宮川があるのですが、ここに県道がありますが、全く県道、市道が機能しない状況ということでもあります。ですから、助けに行くのにも大変な困

難を極めたということでもあります。

これは近くの山から、先ほどの県道の浸水の状況を写しており、県道が浸かってしまって通れないという状況であります。

市街地浸水状況



※ 宮川の濁流が辻久留2、3町目及び県道伊勢南島線を襲う

これはボランティアであります。ボランティアの皆さん、9月30日から4日間624人のボランティアの方々に来ていただきました。今、災害で全国各地でボランティアの皆さんが活躍をしておりますけれども、私は今後行政としても、やはりこういった窓口を、これは特別私どもが素早かったというわけではないのですが、窓口をつくって、そしてボランティアの皆さんと連携をして、こういった作業をどういう手順で、しかも迅速にやるのが、私はこれからのこういった災害を復旧していくうえで大事なことはなかろうかなと思っております。実は伊勢市の場合は、初期的な作業を約4日間で終えてしまいました。私は現場で陣頭指揮をいたしまして、副本部長に災害対策本部にいていただいて、4日間で初期的な作業を終えさせていただきました。

これは終わりでございますが、先ほど申し上げましたように、100mmを越すような集中豪雨、これが本当に頻発をしておるということで、やはりそういったことに対するハード対策、あるいはソフトな避難勧告、早めに避難勧告を出すということが私はこれから大変重要なことではなかろうかな、そんなふう考えております。

また、最近、河川は親水性、環境、これが大変重視されております。私は時代の大きな流れの中で、環境あるいは親水性というのは非常に大事だと考えておりますけれども、その前提条件は、やはり安全・安心、治水を優先する、市民の皆さんに安心していただく、そのことがやはり根底になればならん、

そんなふうを考えております。

そして水を制するものは国を制する。こういった言い伝えがございますけれども、やはり国土の保全ということにつきましては、人命やら財産を守る、これが国の責務である、そんなふうを考えておまして、治水事業を計画的に災害予防ということで進めていくことが、これからも国土の安全にとって私は非常に大事なことだ、そんなふうを考えております。

最後に三位一体改革が今、議論をされております。これにつきましては、やはり地域、地域にはそれぞれの特性がございます。従いまして、関係機関との十分な議論がこれについては必要である、そんなふうを考えますし、治水事業の予算確保なき改革は行わないように切に願う次第だということを皆さん方にお訴えをさせていただきまして、私の意見発表とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

安心・安全の確保のために



愛媛県大洲市長

梶 田 興 一

この大会で意見を発表させていただくのも2回目になります。それだけ水害が多いということにもなります。

ただいま図示いたしておりますのが肱川でございまして、愛媛県では一番大きい川ということになっております。ちょうど四国の西南部でございまして、源からは直線にしますと18kmしか河口までございませぬ。それがぐるぐる回っておりますので、ちょうど腕の肘のように曲っておりますので、延長にしますと103kmもあるわけでございます。そういう特徴がございまして、四国には吉野川とか仁淀川、四万十川という大きい川がありますが、愛媛県ではこれが一番大きい川ということになっております。

お手元の資料にPRをさせていただきましたが、

水害を受けやすい肱川の地形特性



通常の場合は清流でございまして、肱川では、夏から秋にかけては鵜飼をやっております。それから、花火大会、また、秋には「いもたき」という行事もやっております。

それから、夏には全国的には珍しいのですが、子供さん相手のジュニアトライアスロン大会を、肱川で泳いであとはサイクリング、ランニングというジュニアトライアスロン大会、それからカヌー大会等もやっております、スポーツを通じまして肱川のすばらしさを十分味わっていただくということになっております。

しかしながら、肱川には3つの欠点というか、弱点がございます、それが気象の変化によりましてときどき災害をもたらすということになっております。

そういうことで、私の聞きました範囲では、全国で治水事業の対策として難しい河川が3本ある、その中の1本に数えられているのが肱川というふうに聞いております。

その特徴を申し上げます。

1つは、先ほど言いましたように非常に支流が多いということでございます。流域面積は1,210km²ということでありまして、この面積は、全国の河川の中では55番だそうでございます。しかしながら、支川数は474もあり、これは全国で5位ということございまして、たくさんの小さい支川があることから、大雨が降りますと、あっちから、こっちから真ん中へ集まってくるというのが特徴でございます。その中で一番真ん中にあります盆地が大洲盆地ということになっております。

2つ目の特徴としては、河川勾配が非常に小さいということ、洪水のはげが悪い、水がすぐに溜まってしまふということでございます。そこに書いて

ありますが、四国内ですが、瀬戸内海に入っております川で、お隣の香川県の土器川、それがその勾配でございます。その次が重信川、これは松山市を流れております川ですが、それがご覧いただくような勾配でございます、私どもの方を流れております肱川の勾配はほとんどないといって等しい。ちょうど市役所がありますところが河口から20km上流ですが、11mしか標高がございません。ですから20,000分の11というのですか、ほとんど勾配がないという始末の悪い、流れの非常に悪い河川ということになります。

それからもう1つの特徴、3つ目の特徴は河口が非常に狭いということです。通常の川は、河口へ行きましたら大体広い平野が形成されているところが多いのですが、うちの場合は山が迫っておりまして、河口が逆に狭いということで、盆地から水はけが悪くなり、水が押しかけてきますと非常に危険な状態になります。

そういう3つの特性を持った河川でございます。

そういうことで、雨が降ります6月から10月にかけては、毎年、はらはらしながら、水害を心配しながら生活しているのが実状でございます。

最近に起きました浸水の状況でございますが、肱川流域におきましては、平成7年に大きな災害が起きておりますが、それより以前には、昭和18年、20年という時期には、この画面に出てきませんが、余

りにも大きい洪水が出るので、ひとつ肱川を根本から改修してやろうと、当時の内務省、今の国土交通省の前身の前身が、大洲へ工事事務所を設置していただいて、河川改修を本格的にやってやろうということになりました。それが昭和19年の話です。それから延々、今まで約60年間、事業を実施していただきました。しかしながら、まだ完全なところまでできておりません。治水事業は非常に時間がかかるということがここで十分お分かりいただけるものと思いますが、ダムも造りましたし、堤防もある程度出来ましたが、いまだに洪水の心配から免れることができないのが、うちの現状でございます。

そういう中で、最近では、平成7年に、今、画面に出ておりますような洪水が起きまして、激甚災害の指定を受けたところでございます。

今、写っております場所は激甚災害が起きた後、激特事業を実施していただきました箇所です。そのときに、ここと、ここと、ここということで堤防の整備を順にやっていただいたところでございます。それで一応平成7年に整備をしていただきましたところは、本年の台風では、何とかもちこたえることができました。ただ、全部河川改修が終わったわけではございませんので、それでもまだ出来ていないところ、無堤地区がまだ残っております。今度の水害では、そちらがもろに災害を受けたということでございます。

激特箇所位置図



治水・河川環境等の課題 解消に向けた対策の促進



山鳥坂ダム建設



鹿野川ダム改造

- ①安全安心の確保
- ②清流の復活

今、言いましたように3つの弱点を持った河川でございますので、どうやって河川改修をして治水安全度を上げるかということになりますと、考えられるのが3つございまして、その中の1つが上流に、まだ貯水する場所が要るということで、今はダムが2つありますが、もう1つダムをつくるということ。

それから、2つ目に発電も伴う鹿野川ダムというのが1つございます。これを改造して治水専門にひとつやっただけでないか、今は発電と兼ねてやっておりますので、十分な治水だけということになっておりません。河川環境と兼ねてこれを改造していただけないかということが2つ目。

それともう1つは、堤防の未整備区間を順にやっていただきたいという、3本立てで本格的に改修をやっていただきたいということでございます。

今年は16号台風がやってまいりまして、先ほど言いましたように、平成7年の激特事業で整備していただいたところは被害はほとんど免れたのですけれども、未だの地域はもろにきました。それと激特事業以降、治水事業というのは、上流と下流とのバランスをとりながら実施していきませんと、1カ所だけ完璧にやっけてしまいますとしわ寄せが他へくるということもあって、暫定堤防でやっておりました。その暫定堤防のところはやはりまだ越流するという

状況でございますので、完全には出来ておりません。そのために大洲市としても、二線堤の整備等もやりまして、できるだけ被害が街の中に入らないようにという手配をしているところでございます。今、出ております写真が浸水状況でございます。

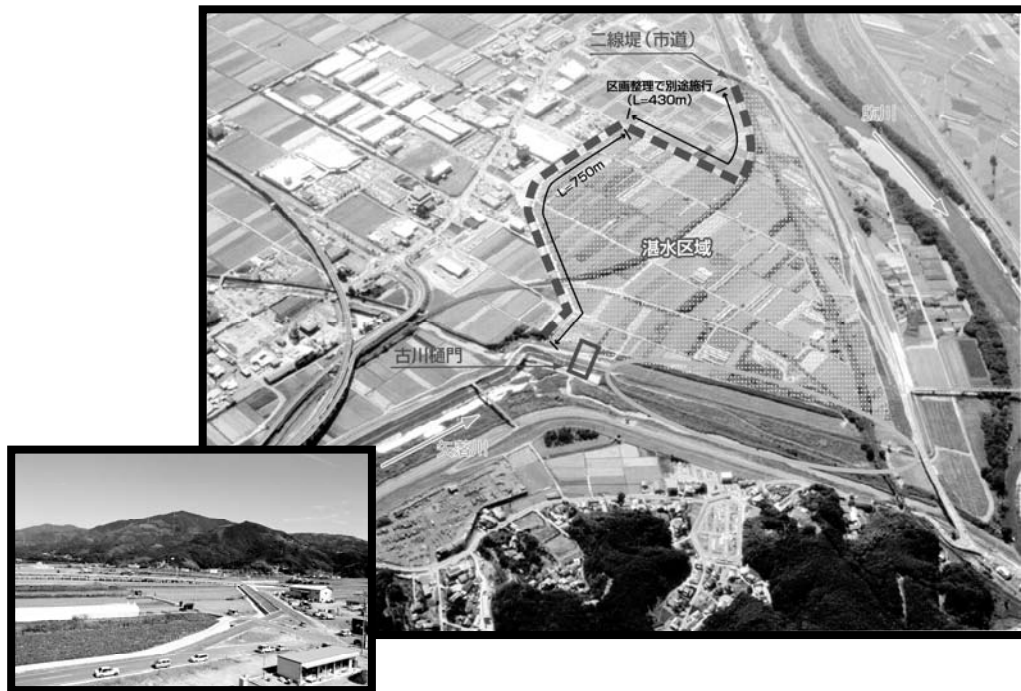
これがこの間の台風16号で被災を受けた後の状況でございます。

今、言いましたように、堤防のない地域、整備ができてない地域がもろに被災しておりますが、二線堤をつくって、ちょっとしか越流しなかった地域もございましたので、その点の写真が左の東大洲地区でございます。右側が無堤地区のもろに被災した地区でございます。

ここに書いてありますが、我々がやりました二線堤でございまして、川から越流した水を1回ストックしておくということで、直接の被害が出にくいように、この二線堤をつくりましたために、今回の水害では約2時間、ここでストックすることができました。その間に次の対応ができるというふうに大いに役に立ったところでございます。

完璧ではございませんけれども、それ以上余り大きくするわけには、バランス上いかなないということで、暫定堤防でございまして、道路を兼ねた堤防ということにいたしております。

二 線 堤



堤防がなかった地域につきましては、被害がもろにきております。台風16号については、床上浸水が282棟、床下が251棟でございまして、被災者628世帯、1,756人。農業関係の被害は3億6,000万、商工業関係は21億等ありまして、全体ではやはり無堤地区が一番こたえた、被害がたくさん出たなという感じでございます。今後は無堤地区に対してどういうふうなバランスをとっていかうかが、一番大きな課題になってきたのではないかと考えているところでございます。

安全・安心の地域にしていくためには、我々としては、先ほど言いましたような肱川の基本的な方針として、今実施していただいております3本立てによるところの長期の河川整備計画を策定していただきました。約30年先までの河川整備計画でございます。予定ですと1,840億円程度の事業計画で、これによって大きな筋道を示していただいたところでございます。これを実施することによって我々の地域の安全・安心を確保していくということでございます。

ご承知のとおり、昨今のような厳しい環境の中で

ございますので、なかなか難しい問題もたくさんあるかと思いますが、地域住民が安心して生活できるように、今、議論されております三位一体改革の問題、それから我々としては一番心配しておりますのが予算が毎年きちんと裏付けができて、折角実施していただいておりますこの河川整備計画が着実に実施していただけるように、それをまずお願いするものでございます。

何といたしまして、現在、議題に上がっております問題につきましては、我々は全力投球でこれを成就できるように、仕事はきちんとしていただけるように、安心して生活できるような環境にしていくというのが、我々に課せられました一番大事な役目ではないかと考えております。

今年は、もっと大きな災害を受けた河川もありますので、私の方の肱川の話をお聞きになっても、「まあ、その程度か」と思われる方もあるかもしれませんが、回数においては度々うちの方も災害を受けておりますので、一つよろしくお願ひいたしまして、簡単ですが発表を終わらせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

大会決議

全国治水期成同盟会
連合会副会長
福島市長

瀬戸孝則

長時間御苦労さまでございます。ご紹介いただきました瀬戸でございますが、お手元の大会決議(案)を朗読させていただきますので、よろしくご決議のほどをお願い申し上げます。

決議(案)

治水事業は、国民の生命と財産を守る最も根幹的・基礎的な事業であり、人の命の尊さに地域格差を持ち込んではいけないため、国が責任を持って実施すべき事業である。

また、我が国における河川整備の現状は、決して満足すべき状況にないことは、毎年、全国各地において発生している水害、また、これらの水害の発生により、幾多の生命と財産が失われているという事実が物語っている。そればかりか、近年、異常豪雨の発生が増加傾向にあり、水害発生危険性がこれまで以上に高くなる恐れすらある。

本年も7月の梅雨前線豪雨により、新潟・福島、福井などにおいて甚大な被害を受けたほか、相次ぐ台風の襲来及び新潟県中越地震により全国各地で大きな被害が発生したところである。

それにもかかわらず、本年8月、三位一体改革に関連して、地方六団体から政府に提出された「国庫補助負担金等に関する改革案」では、河川事業の約7割、砂防事業の約9割にあたる治水事業関係国庫補助負担金が廃止・税源委譲対象とされた。

三位一体改革は、地方の自主性・裁量性を高めるためには推進されなければならないものであるが、言うまでもなく、治水事業は、時と場所を選ばず発生する災害に対応して、災害予防と災害復旧が一体不可分となって、機動的・集中的に実施する必要がある、全国的な視野で地域間の調整を的確に行える補助制度以外での対応は困難である。

しかしながら、国民の生命と財産の安全に関わる治水

事業のあり方が、日頃、治水事業の推進の必要性を身近に、かつ、最も切実に訴え続けてきた我々の意識や認識とかけ離れて、三位一体の名の下に改革されようとしていることは、全く憂慮に堪えない。

このままの改革案が実行されると、国民の生命と財産の安全確保に係る治水事業の実施に、重大な支障が生ずることが強く懸念される。

ここに、われわれは、かかる事態に憂慮し、治水事業促進全国大会を開催し、その総意に基づき、国会並びに政府に対し、次の事項が実現されるよう強く要望する。

記

- 一 災害から国民の生命と財産を守る治水対策は、国としての基本的責務であり、国民が等しく安全を享受できるように、全国的な見地から調整する機能を有し、機動的・集中的な対応が可能な国庫補助負担金制度の堅持を図ること。
- 一 地方の裁量性を高め、自主性を拡大する国庫補助負担金の改革を進めること。
- 一 水害、土砂災害等が多発している状況を踏まえ、平成16年度及び平成17年度治水関連事業に関する予算については、その必要額の確保に努めること。

以上決議する。

平成16年11月1日

治水事業促進全国大会

三位一体の改革について

全水連会員の皆様におかれましては、各地方治水大会、治水事業促進全国大会等三位一体改革に関する各般の活動を通じまして、ご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

去る8月、地方六団体から政府に提出されました「国庫補助負担金等に関する改革案」につきましては、国と地方の協議の場において議論がなされ、平成16年11月26日政府・与党におきまして、平成18年度までの「三位一体の改革について」の全体像が決定されました。

これによれば、廃止して税源移譲の対象とされた河川事業・砂防事業については、廃止対象から除外され、補助制度の廃止は行われなことをされました。

国民の生命・財産を守る治水事業の重要性と、国

の役割が広くご理解頂けたものと思っております。今後は国と地方の協力の下に、地方の自主性と裁量性をさらに高めながら、治水事業が一層進められていくことをお願いいたしております。

全水連といたしましても、全力で支援・協力をしてまいります。

この度皆様からいただきました熱いご指導・ご支援に対しまして、重ねて御礼申し上げる次第であります。

平成16年12月2日

全国治水期成同盟会連合会
会長 陣内孝雄

以下、この全体像についてご紹介いたします。

三位一体の改革について

平成16年11月26日

政府・与党

国と地方に関する「三位一体の改革」を推進することにより、地方の権限と責任を大幅に拡大し、歳入・歳出両面での地方の自由度を高めることで、真に住民に必要な行政サービスを地方が自らの責任で自主的、効率的に選択できる幅を拡大するとともに、国・地方を通じた簡素で効率的な行財政システムの構築を図る。

政府・与党は、「基本方針2004」に基づき、地方案を真摯に受け止め、平成18年度までの三位一体の改革の全体像について、下記のとおり合意する。

国庫補助負担金改革については、平成17年度および平成18年度予算において、3兆円程度の廃止・縮減等の改革を行う。

税源移譲は、別紙1のとおり、平成16年度に所得譲与税および税源移譲予定特例交付金として措置した額を含め、概ね3兆円規模を目指す。この税源移譲は、所得税から個人住民税への移譲によって行うものとし、個人住民税所得割の税率をフラット化す

ることを基本として実施する。あわせて、国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを行う。また、地域間の財政力格差の拡大について確実な対応を図る。

地方交付税については、平成17年度および平成18年度は、地域において必要な行政課題に対しては適切に財源措置を行うなど、「基本方針2004」を遵守することとし、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保する。あわせて、2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化を目指して、国・地方の双方が納得できるかたちで歳出削減に引き続き努め、平成17年度以降も地方財政計画の合理化、透明化を進める。税源移譲に伴う財政力格差が拡大しないようにしつつ、円滑な財政運営、制度の移行を確保するため、税源移譲に伴う増収分を、当面基準財政収入額に100%算入（現行75%）する。決算を早期に国民に分かりやすく開示する。平成17年度以降、地方財政計画の計画と決算の乖離を是正し、適正計上を行う。

その上で、中期地方財政ビジョンを策定する。不交付団体（人口）の割合の拡大に向けた改革を検討する。引き続き交付税の算定方法の簡素化、透明化に取り組む。また、算定プロセスに地方関係団体の参画を図る。

記

1. 国庫補助負担金の改革について

(1) 総額

平成17年度予算、平成18年度予算において、地方向け国庫補助負担金について3兆円程度の廃止・縮減等の改革を別紙2のとおり行う。

(2) 各分野

文教

- ① 義務教育制度については、その根幹を維持し、国の責任を引き続き堅持する。その方針の下、費用負担についての地方案を活かす方策を検討し、また教育水準の維持向上を含む義務教育の在り方について幅広く検討する。

こうした問題については、平成17年秋までに中央教育審議会において結論を得る。

- ② 中央教育審議会の結論が出るまでの平成17年度予算については、暫定措置を講ずる。

社会保障

- ① 国民健康保険については、地方への権限移譲を前提に、都道府県負担を導入する。

公共等その他

- ① 国の関与の必要のない小規模事業等については、廃止・縮減等を行う。
- ② 公共投資関係の補助金の交付金化については、省庁の枠を越えて一本化するなど、地方の自主性・裁量性を格段に向上させる。地域再生の取り組みにおいても三位一体の改革に資するものとなるよう留意する。
- ③ 歴史的、地理的、社会的事情等の特殊事情に鑑み、沖縄等特定地域において講じられている補助制度に係る特例措置については、その趣旨を踏まえ必要な措置を講ずる。

(3) 国による基準・モニター等チェックの仕組み

補助負担金の廃止・縮減によって移譲された事務事業については、地方団体の裁量を活かしながら、確実に執行されることを担保する仕組みを検討する。

2. 税源移譲について

税源移譲は、別紙1のとおり、平成16年度に所得譲与税および税源移譲予定特例交付金として措置した額を含め、概ね3兆円規模を目指す。

この税源移譲は、所得税から個人住民税への移譲によって行うものとし、個人住民税所得割の税率をフラット化することを基本として実施する。あわせて、国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを行う。また、地域間の財政力格差の拡大について確実な対応を図る。

3. 地方交付税の改革について

- (1) 平成17年度、平成18年度は、地域において必要な行政課題に対しては、適切に財源措置を行うなど「基本方針2004」を遵守することとし、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保する。あわせて、2010年代初頭の基礎的財政収支黒字化を目指して、国・地方の双方が納得できるかたちで歳出削減に引き続き努め、平成17年度以降も地方財政計画の合理化、透明化を進める。

- (2) 税源移譲に伴う財政力格差が拡大しないようにしつつ、円滑な財政運営、制度の移行を確保するため、税源移譲に伴う増収分を、当面基準財政収入額に100%算入（現行75%）する。

- (3) 決算を早期に国民に分かりやすく開示する。平成17年度以降、地方財政計画の計画と決算の乖離を是正し、適正計上を行う。その上で、中期地方財政ビジョンを策定する。

- (4) 不交付団体（人口）の割合の拡大に向けた改革を検討する。

- (5) 引き続き交付税の算定方法の簡素化、透明化に取り組む。また、算定プロセスに地方関係団体の参画を図る。

4. 国による関与・規制の見直し

地方からの提言に係る国による関与・規制の見直しについては、別紙3のとおりとする。

併せて、地方公共団体の事業執行の円滑化、事務負担の軽減の観点から、地方公共団体のニーズを踏まえ、地方公共団体向け補助金等の執行過程における適正化等について、別紙4の措置を講ずる。

5. その他

上記について、経済財政諮問会議において、適切にフォローアップ（追跡調査）を行う。

別紙1

1. 概ね3兆円規模の税源移譲を目指す。
 2. 概ね3兆円規模の税源移譲のうち、その8割方について次のとおりとする。
 - 義務教育費国庫負担金（暫定）
8,500億円程度
（平成17年度分（暫定）4,250億円）
 - 国民健康保険 7,000億円程度
 - 文教（義務教育費国庫負担金を除く）
170億円程度
 - 社会保障（国民健康保険を除く）
850億円程度
 - 農水省 250億円程度
 - 経産省 100億円程度
 - 公営住宅家賃収入補助 640億円程度
 - 総務省、環境省 90億円程度
-
- 平成16年度分 6,560億円程度
税源移譲額 合計 24,160億円程度

3. 平成17年中に、以下について検討を行い、結論を得る。

- (1) 生活保護・児童扶養手当に関する負担金の改革
- (2) 公立文教施設等、建設国債対象経費である施設費の取扱い

(3) その他

(注) ① 生活保護費負担金および児童扶養手当の補助率の見直しについては、地方団体関係者が参加する協議機関を設置して検討を行い、平成17年秋までに結論を得て、平成18年度から実施する。

② 公立文教施設費の取り扱いについては、義務教育のあり方等について平成17年秋までに結論を出す中央教育審議会の審議結果を踏まえ、決定する。

別紙2

平成17年度および平成18年度に行う3兆円規模の国庫補助負担金改革の工程表

	取組み状況	概 要
内閣本府	10億円程度	生活情報体制整備等交付金、交通事故相談所交付金、民間資金等活用事業調査費補助金 等
総務省	90億円程度	消防防災設備整備費補助金（緊急消防援助隊関係設備分を除く）、地域情報通信ネットワーク基盤整備事業費補助金、情報通信システム整備促進費補助金 等
文部科学省	義務教育費国庫負担金 8,500億円程度の減額（暫定） （うち17年度分（暫定）4,250億円）	減額相当分は税源移譲予定特例交付金（教職員給与費を基本に配分）により措置
	その他の国庫補助負担金等 230億円程度	要保護及準要保護児童生徒援助費補助金、教員研修事業費等補助金、高等学校等奨学事業費補助金、学校教育設備整備費等補助金 等
厚生労働省	9,340億円程度	国民健康保険国庫負担、養護老人ホーム等保護費負担金、児童保護費等補助金（産休代替保育士費等補助金等）、在宅福祉事業費補助金（生活支援ハウス等）、社会福祉施設等施設整備費補助金・負担金 等
農林水産省	3,040億円程度	経営体育成基盤整備事業費補助、治山事業費補助、農道整備事業費補助、水土保全林整備治山事業費補助、協同農業普及事業交付金、農業委員会交付金 等
経済産業省	180億円程度	小規模企業等活性化補助金、中心市街地商業等活性化総合支援事業費補助金、産業再配置促進環境整備費補助金、輸入関連事業者集積促進事業費補助金 等

	取組み状況	概 要
国土交通省	6,460億円程度	公営住宅家賃対策等補助（公営住宅家賃収入補助）、住宅産業構造改革等推進補助金、土地利用転換計画策定等補助金、土地分類調査費等補助金、特定賃貸住宅建設融資利子補給補助 等
環境省	530億円程度	環境監視調査等補助金、鳥獣等保護事業費補助金、廃棄物処理施設整備費補助 等
合計	28,380億円程度	

(注) 28,380億円のうち 17,700億円は税源移譲につながる改革
4,700億円はスリム化の改革
6,000億円は交付金化の改革

別紙3

国による関与・規制の具体的事例に対する各府省の対応

No.	省庁名	事 例	各 府 省 の 対 応
1	厚生労働省	木造による社会福祉施設の整備が困難	構造改革特区において入居者の安全が確保されている場合に容認している。
2	厚生労働省	幼稚園、保育所の施設設置基準が異なり、保育所は調理室を設けることが義務づけられている。公立保育所についても基準の見直しがされていない。	構造改革特区において公立保育所の外部給食搬入を容認している。
3	農林水産省	中山間地域総合整備事業により整備した活性化施設では直売施設等が認められていない。	地域再生計画の申請があり、認定基準を満たす場合、活性化施設を直売施設などに転用することを認める。
4	財 務 省	国庫補助事業で整備した施設の目的外使用の場合、補助金を返還しなければならないため、ボランティア団体への貸出しができない。	合理性がある場合には、各省各庁の長の承認を受けることにより補助目的外に転用できる。なお、地域再生プログラムで認定を受ければ転用は可能。
5	経済産業省 環 境 省	廃棄家電の引取等に関する監督業務について地方公共団体は権限を有していない。	現行制度でも対応可能であるが、効果的運用等について真摯に検討する。
6	国土交通省	福祉のまちづくりでの地方の総合行政に際して、バリアフリー法による国の基準、審査、命令が障害となっている。	基準、審査の廃止、地方への権限移譲は困難だが、市町村のバリアフリー化の基本構想の作成を支援する。
7	厚生労働省	個別的労使紛争の解決が国の事務とされ、地方と競合している。	複数の機関がそれぞれの性格にあった機能を持ち、当事者が選択できるシステムとしている。
8	農林水産省	持続性の高い農業生産方式の導入に際して、地方の特性を活かすことができない。	持続性の高い農業生産方式の範囲（同方式を構成する技術）について、都道府県の要望を踏まえた拡充を行う。
9	国土交通省 農林水産省	海岸保全施設の整備が一体的にできない。	平成17年度から、大臣間協議等の活用による一体的な整備を推進する。
10	経済産業省	商工会議所の定款（役員及び部会部分）変更の認可権限が国と都道府県に分かれている。	地方からの提案の詳細、具体的なニーズ等を確認した上で、真摯に検討する。
11	農林水産省	大規模な農地転用について国の許可、協議が必要。	農地制度改革の中で検討していく。
12	環 境 省	国定公園内の新たな遊歩道整備に係る計画変更が困難。	すでに規制は廃止されている。
13	国土交通省	新住宅市街地開発法に基づき造成した宅地の処分に関して、国交大臣との協議が必要だが、時間がかかり、迅速な処分が困難。	協議に係る都道府県等の負担軽減を図ることにより、迅速な処分を促進するよう検討を進める。

No.	省庁名	事 例	各 府 省 の 対 応
14	国土交通省	新住宅市街地開発法に係る土地利用計画の一部変更時間に時間を要し、迅速な処分が困難。	土地利用計画の柔軟な見直しを容易にすることにより、迅速な処分を促進するよう検討を進める。
15	国土交通省	新住宅市街地開発法に係る小規模宅地処分が困難。	民間事業者を積極的に活用することにより、迅速な処分を促進するよう検討を進める。
16	農林水産省	松くい虫の防除作業のための区域指定の協議に時間がかかる。	平成16年中に、協議期間を従来の30日から15日に短縮する。
17	厚生労働省	認可保育所の入所要件が障害となっている。	条例の定め等によって現行制度でも対応可能である。
18	国土交通省 農林水産省 環境省	地方公共団体の各種基本計画にかかる国の関与が障害となっている。	必要な措置であり廃止困難であるが、必要に応じて、協議時間の短縮化、地方公共団体の負担軽減のための措置を検討する。(国土交通省、農林水産省、環境省)
19	厚生労働省	職業能力開発校の設置が義務づけられており、利用者が少なくなっても廃校できない。	職業訓練の機会が十分確保されないおそれがあり、廃止できない。
20	各 府 省	国から地方公共団体への資料提出要求が後を絶たず、地方の過大な負担になっている。	各府省において、地方の指摘を踏まえ、地方公共団体の過重な負担にならないよう適切に運用すべき。(総務省)

(注) 地方六団体の「国庫補助負担金等に関する改革案」(別表3)について、各府省から提出された検討結果等をまとめたものである。

別紙4

地方公共団体向け補助金等の執行過程における適正化等

地方公共団体向け補助金等(以下「補助金等」という。)の執行については、地方公共団体の事業執行の円滑化、事務負担の軽減の観点から、これまでも各般の措置がとられてきているが、現状においてもなお不十分であるとの地方の声を国として真摯に受け止め、そのニーズを踏まえた抜本的な改善を図るために、以下の措置を講ずるものとする。

- 補助金等の交付決定については、年度後半とりわけ年度末近くに行われている補助金等が少なくない現状に鑑み、できる限り第1四半期に行うように努め、遅くとも原則上半期に行う。

また、補助金等の交付についても、概算払い等を可能な限り活用し、上記の趣旨を踏まえ、地方公共団体の円滑な事業執行に資するよう早

期に行う。

- 地方向け補助金等の交付申請手続きについては、事前手続も含め、一層簡素化することとし、各省各庁において地方の要望を聴取し、各大臣が責任を持って具体的改善を図る。
- なお、地方公共団体の事業執行の円滑化、事務負担の軽減のみならず、自主性の尊重の観点からも、できる限り地方の裁量権を確保できる仕組みとなるような交付金化等を図る。

これらは、地方のみならず、国の行政効率化にも著しく資することを踏まえ、その実現のため、各大臣は自らリーダーシップをとって改革に取り組み、実施状況を官房長官に報告することとする。

お詫びと訂正

本紙「治水」第620号(11月号)46ページ掲載の中国地方治水大会の治水事業概要説明「治水事業を巡る最近の状況」の中で、国土交通省河川局河川管

理課長坪香 伸は、「河川環境課長坪香 伸」の誤りでした。ご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。ここに訂正いたします。